

令和5年7月21日(金)
四街道市 報道発表資料



電力・ガス・食料品等価格高騰対策 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に 給付金を支給します

—住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金支給事業—

四街道市では、コロナ禍における物価高騰の影響を受け、特に家計への負担が大きく、住民税非課税世帯への給付金の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯に対して、給付金を支給します。

基準日(令和5年6月1日)時点で市内に住民登録があり、5年度住民税が均等割のみ課税されている世帯又は5年度住民税均等割のみ課税者と5年度住民税非課税者からなる世帯が対象となります。

なお、対象と思われる世帯には既に申請書等を発送しております。

- 申請期間： 令和5年7月3日(月)～10月31日(火)
- 申請方法： 郵送、持参等により所定の申請書を提出
- 提出場所： 四街道市役所本庁舎2階社会福祉課窓口
- 支給金額： 1世帯当たり3万円

お問い合わせ先
福祉サービス部社会福祉課
担当：加藤
☎ 043-421-6121